

手話を覚えてレッツコミュニケーション! Vol.3

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX 541-1328）

手話



両手の人差し指を上下に並べて、垂直に交互に回します。（手話の手指の動きを表す）

できない・難しい



右手の親指と人差し指で頬をつねるようにひねります。（困った時に頬に手を当てて考える様子）

できる・大丈夫



右手の指先を左胸に当ててから右胸に動かします。（任せてくれと胸をどんと打つぐさ）



少し首を傾けると「できる?」「大丈夫?」の意味になります。左上の「手話」と合わせると、これで「手話ができますか?」と尋ねることができます



聴覚障がいがある人すべてが手話を使えるわけではありません。生まれつき耳が聞こえない「ろう者」や、元々聞こえていたけれど後に耳が聞こえなくなった「中途失聴者」、耳が聞こえにくい「難聴者」など、障がいの原因や聞こえの程度は人によってさまざまです。手話や筆談など、その方に合った方法を理解し、コミュニケーションをとることが大切です。

福祉タクシー利用券をデマンド交通で利用できるようになりました

平成31年度 自動車燃料費助成券・福祉タクシー利用券を交付

重度心身障がい者の皆さんの日常生活の利便性向上と、社会生活圏の拡大を図るために、次の事業を実施しています。

【自動車燃料費助成券】

自動車燃料費の一部を助成する事業です。

内容／1枚700円の助成券を月に1枚の割合で交付します ※最大12枚。1回の給油で複数枚の利用も可。助成券は現金価格と異なる場合があります
その他／利用給油所等についてはお問い合わせください

【福祉タクシー利用券（デマンド交通共通）】

タクシー料金の一部を助成する事業です。デマンド交通利用料金の支払いにも利用できます。

内容／最大500円券16枚、100円券20枚を交付（四半期ごとに交付枚数は減少）。

利用できるタクシー／本市と協定を結んだ市内事業者

対象／○身体障害者手帳1・2級・療育手帳㊤・A・精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方 ※申請時に持参してください

注意／○自動車燃料費助成券又は福祉タクシー利用券いずれかの交付となります。重複しての交付、交付した助成券の変更はできません

申込み／4月1日(月)以降の平日に社会福祉協議会（総合福祉センター・吹上福祉活動センター）・障がい福祉課・両支所福祉グループ ※障がい福祉課のみ、土曜日の8時30分から12時まで受付可（祝日を除く）

問い合わせ／社会福祉協議会（☎597-2100・FAX597-2102）、障がい福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX541-1328）

